

# 令和3年第7回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年6月18日(金) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一  
2 番 山 本 長 栄  
3 番 松ノ木 睦 男  
4 番 新 田 善 男  
5 番 舩 澤 誠 一  
6 番 細 川 仁  
7 番 堂 屋 剛  
8 番 木 村 正 美  
9 番 山 崎 忍  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志  
雫 石 福 崎 公 博  
雫 石 徳 田 雅 博  
雫 石 田 村 國 彦  
御 所 吉 田 光 彦  
御 所 米 澤 晃  
御 所 川 口 英 敏  
御 所 細 川 健 一  
西 山 高 橋 浩 之  
西 山 柿 木 一 明  
西 山 山 田 裕 明  
西 山 朝 賀 重 雄  
御明神 伊 藤 庄 一  
御明神 南 野 久 晃  
御明神 木 村 久 雄  
御明神 夷 森 和 人  
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 西山 松 本 光 正

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊  
係 長 高 橋 直 也  
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第7回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

今回の現地確認委員につきましては8番、木村正美委員、3番、松ノ木睦男委員、細川健一推進委員、山田裕明推進委員、南野久晃推進委員が行っております。農地転用における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を山田裕明推進委員、番号2を南野久晃推進委員、農地の現状変更に関する工事完了届提出に係る現地調査報告について、番号1を細川健一推進委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、番号1を3番、松ノ木睦男委員にお願いします。

山田 推進委員

農地転用完了の番号1について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約900m向かった場所に位置します。一時転用の完了ということで現地を確認したところ、〇〇の事業が完了し農地として利用されていることを確認しました。

南野 推進委員

農地転用完了の番号2について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の9ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約100m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、〇〇が整備され計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

細川 推進委員

現状変更完了の番号1について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の9ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっている所で、〇〇にある〇〇の北側に位置する場所です。現地を確認したところ、いずれも畑に盛土がされ計画のとおり工事が完了していることを確認しました。

3番 松ノ木委員

現状変更の番号1について調査報告をいたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、

〇〇に隣接する場所です。現地を確認したところ、隣接地より2 mほど低地であることを確認しました。今回の計画では30 cm程嵩上げを行ったうえで、完了後に〇〇を建築する計画ですので、周辺農地への影響は問題ないものと思われます。また、盛土による周辺の農地や道路への影響も無いことを確認しました。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には6番、細川仁委員、7番、堂屋剛委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆 面積1,596㎡について、

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積474㎡について、集約のためそれぞれ〇〇と売買しようとするものであります。

番号3、〇〇が所有する田2筆、面積計5,047㎡について、経営継承の為、娘の夫の〇〇に贈与しようとするものであります。以上説明いたしました案件に係る調査書を4ページ、5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を8番、木村正美委員、番号1と番号2を3番、松ノ木睦男委員、番号3を南野久晃推進委員にお願いします。

8番 木村委員

現地調査全般についてご報告いたします。6月15日、第1班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農計画などから耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

3番 松ノ木委員

番号1、2については内容が共通していることから、併せてご報告いたします。場所は総会資料の16ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所と、『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、それぞれ〇〇から東へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は、〇〇さん世帯で所有する水田の間にある〇〇さんと〇〇さんの水田を、〇〇さんが集積するためにお二人に依頼し購入するとのことです。申請地は牧草と水稻が作付けされていることを確認しましたし、売買後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われれます。

南野 推進委員

番号3について、ご報告いたします。場所は総会資料の16ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約250mの場所と、〇〇から南西へ約1.4km向かった場所になります。詳細な位置などは別冊資料の3～6ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが経営継承することから娘の夫である〇〇さんへ贈与するとのことです。申請地は田植えが終わり生育管理されていることを確認しましたし、贈与後も利用状況が変わるものではないことから

問題ないものと思われます。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計458㎡について、〇〇新築のため、甥の〇〇と売買しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積4,685㎡について、

番号3、〇〇が所有する田1筆、面積1,184㎡について、

番号4、〇〇が所有する田1筆、面積3,798㎡について、番号2から4までは同一事業であり、〇〇に係る一時転用のため、それぞれ〇〇と賃貸借しようとするものであります。

番号5、〇〇が所有する田1筆、面積1,688㎡について、〇〇事業の収益性向上のための〇〇を設置するため、〇〇と賃貸借しようとするものであります。

本案件につきましては、昨年6月19日開催の令和2年第6回総会において、雫石町長より意見を求められた雫石町農業振興地域整備計画の変更の中で農振農用地区域からの除外案件として審議され、当委員会では意見なしとして回答しており、同年9月18日付けで農振農用地から除外されたことから今回の申請に繋がったものであります。

以上説明しました案件について、番号1の申請農地は、都市計画区

域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。番号2から番号4の申請農地は、農振法に規定する農用地区域内の農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される3年以内の一時転用であることから許可基準を満たしているものと思われます。番号5の申請農地は、周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を細川健一推進委員、番号2から番号4を山田裕明推進委員、番号5を8番、木村正美委員にお願いします。

細川 推進委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の16ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、雫石駅から西へ約300m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の7～11ページをご覧ください。現地の状況は保全管理されている状態でした。本件は〇〇さんが〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

山田 推進委員

番号2から4についてですが、転用事業者が全て〇〇であり、それぞれ貸人が異なりますが共通の事業ですので併せてご報告いたします。場所は総会資料の17ページにあります『5条：〇〇・〇〇』『5条：〇〇・〇〇』『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約600m向かった一体の場所です。詳細な位置などは別冊資料の12～16ページをご覧ください。現地の状況は保全管理されている状態でした。本件は〇〇が〇〇のために一時転用するものです。事業計画では表土から4メートルほど掘削するとのことで、〇〇後は農地に復旧するという内容であり、また、隣接地との保安距離も十分設けられることから周辺農地への影響はなく転用は問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。

8番 木村委員

番号5についてご報告いたします。場所は総会資料の17ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約500m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の17～20ページをご覧ください。現地の状況は保全管理されている状態でした。本件は、現在〇〇が〇〇栽培を行っている農地の隣接地

に、収益性向上のための〇〇を設置する計画で農地転用の申請がされたものだと聞いております。現在、〇〇栽培に使われていないスペースを利用する計画で、周辺農地への影響もないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計1,028㎡について、〇〇と利用権を再設定しようとするものであります。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

朝賀 推進委員 〇〇さんの経営面積が少ないが、これでやっていけるのか。

事務局 〇〇さんは出し手です。

議 長 ほかにございませんか。

(なし)

議 長                    なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。  
議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員                    「全員挙手」

議 長                    全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局                    ただ今上程されました議案について説明いたします。

（議案書朗読説明）

本案件は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として利用権を保有する岩手県農業公社が担い手へ利用権の設定を行うものでありますので、所有者の氏名を省略し、土地の所在及び利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

番号1、田6筆、面積計26,032㎡について、〇〇と農地中間管理機構である岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものであります。この案件について、本年2月に農地中間管理機構が所有者から農地を借受けて〇〇と利用権を設定したのですが、事情により受人を変えるものでございます。本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われ

議 長                    事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

（なし）

議 長                    なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員                    「全員挙手」

議 長                    全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。



日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積101㎡であります。非農地となった事由は、当初は農地として使用していたが、農地転用が必要な土地とは知らず平成9年頃から住宅への進入路、駐車場及び庭として宅地と一体的に使用しているということであり、本案件にかかる現地確認書を15ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われ、なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、8番、木村正美委員にお願いします。

8番 木村委員

場所は総会資料の16ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の21～23ページをご覧ください。現地は議案書にあるとおり、住宅への進入路と自家用車の駐車場や庭として使われ宅地と一体的になっている状態でした。こちらは転用手続きが必要な土地とは知らずに平成9年頃から宅地の一部として利用し、20年以上が経過していることから、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第5号は、願出のとおり証明することに決定いたしました。

議 長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和3年6月18日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 6 月 18 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 6 番

---

7 番

---